

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|---|
| 所属名 | 職員研修所 |
| 契約締結年月日 | 令和7年5月9日 |
| 契約者名 | 株式会社S c h o o |
| 契約名 | eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託契約 |
| 契約金額 (税込み) | 8,701,000円 |
| 随意契約理由 | <p>○山梨県職員研修規定において「研修は、自己啓発を基本とし、必要に応じて、職場研修及び職場外研修を組み合わせ総合的に実施するものとする。」と定められており、自己啓発は全ての能力向上の基礎として位置づけられている。</p> <p>○本業務は、自己啓発に自発的に取り組む職員の意欲を尊重し、その取り組みを促進するため、e-ラーニングによる良質な学習機会を職員に提供することとし、「オンライン学習支援」として運用するものである。</p> <p>○R6年度に委託業者として Schoo を選定した際には、人事・教育（研修）・情報セキュリティの観点から各所管課より委員を派遣し、厳正な審査を行ったため、選定根拠の信頼性は担保されるものである。</p> <p>○本業務においては、職員の学習習慣の定着を図り、職員が常に自己成長を続けられる環境を提供することが最優</p> |

先事項であるが、このために必要な動画数、授業追加数／月、集合学習、講座の特徴、生放送については、(株) Schoo が優位である。また、自己啓発促進に寄与する集合学習および生放送機能は (株) Schoo の専有するところである。

○また、本業務の実施においては、以下の理由から e ラーニングシステムを短期間で変更することは適切ではないと思料。

理由 1 : 短期間でのシステムの変更により、職員は新しいシステムに適応する時間を要し、学習プロセスを阻害するため。

理由 2 : 職員の学習データが蓄積された e ラーニングシステムを継続して使用することで、職員が学習の進捗や課題を把握し、長期的な学習計画に役立てるため。

理由 3 : e ラーニングシステムを継続して使用することで、過去の受講実績に関連する授業やレベル別に構成された授業を段階的に受講することが可能であるため。

○上記理由から、令和 7 年度も継続して (株) Schoo に運用を委託することとしたい。

以上を踏まえ、契約の性質・目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号による随意契約とし、財務規則 137 条第 3 項により、見積合わせを省略するものとする。

随意契約の適用条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号